

会 議（主な会議等）

開催日	議 題
令和 2 年 5 月	『区画整理だより』の発行
6月22日	『定期監査』（令和元年度決算監査）
7月20日	『令和2年度 第1回理事会』
	『令和2年度 第1回総代会』
9 月	『区画整理だより』の発行
11 月 9 日	『令和2年度 第2回理事会』
	『令和2年度 第2回総代会』
12月13日	『改選総会』（役員、総代任期満了による）
令和 3 年 1 月 4 日	『令和2年度 第3回理事会』
3 月 3 日	『令和2年度 第4回理事会』
	『令和2年度 第3回総代会』

令和2年度収入支出決算

令和3年7月26日開催の総代会において、令和2年度収入支出決算が承認されました。
収入決算額 801,745,027 円、支出決算額 437,382,571 円、収入支出差引額 364,362,456 円は令和3年度へ繰り越されました。

【収入】

費 目	決算額(円)	備 考
さいたま市補助金	12,067,000	
保留地処分金	18,098,200	
諸収入	500,559	
繰越金	771,079,268	
計	801,745,027	

【支出】

費 目	決算額(円)	備 考
工事費	98,039,482	道路築造工事 等
補償費	3,060,670	仮倉庫補償、仮住居補償 等
法2条2項事業費	7,083,909	上水道管布設工事 等
調査設計費	31,061,585	出来形確認測量補正、公共施設引継資料作成 等
公債費	285,000,000	元金償還金
事務費	13,136,925	
計	437,382,571	

記念碑のご紹介

当地区に完成した大間木1丁目第一公園内に合併記念碑が設置されています。

この碑は、昭和15年4月17日に旧浦和市に合併して消滅した「尾間木村」を後世に伝えるための記念碑で、当時の埼玉県知事の土岐銀次郎氏による書を刻字したものです。

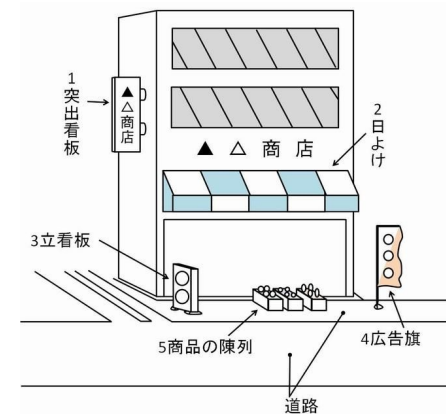


道路の使用についてのお願い

道路上にものを置かないで下さい

道路上に物（コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など）を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつまずいて転倒する事故にもつながります。

そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。

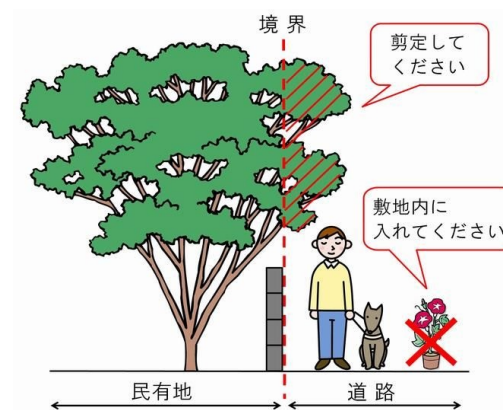


庭木の枝は敷地内で管理してください

植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上（歩道・側溝を含む）に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。

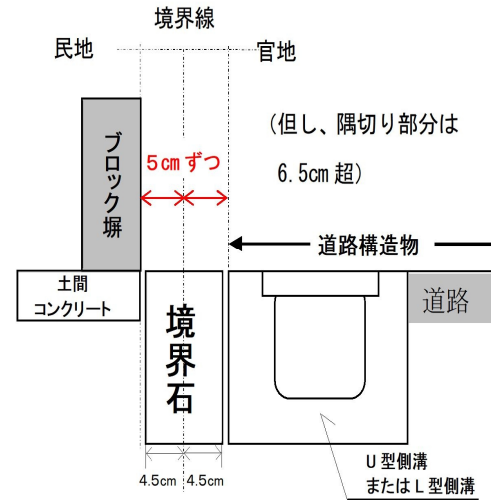


※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地との境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。

このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要

- ・土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、翌日以降の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地・建物の売買をするときには、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、協会へ相談のうえ、行ってください。

権利の届出をしてください（定款第66条及び第68条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに何うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい

お問い合わせ先（組合事務局）	管理課 048-823-5221(資金管理・換地に関すること)
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会	補償課 048-823-5226(建物補償等に関すること)
〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6	工事課 048-823-5227(工事にに関すること)

<https://saitama-kukaku.jp/>

区画整理だより

令和3年9月

さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合
理事長 岡村 健司

ーごあいさつー

秋晴の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

令和2年度さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合決算について令和3年7月26日に開催された総代会において議決されましたことをご報告いたします。

昨年度は、道路築造工事や物件補償の他、出来形確認測量等を実施してまいりました。今後も、一日も早く新しいまちができるよう努力して参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年度事業概要

令和2年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

工 事

(1)築造工事

- ・区19号線外道路築造工事を行いました。（令和元年度からの繰越事業）
- ・区1号線污水管修繕工事を行いました。（令和元年度からの繰越事業）
- ・29街区外整地工事を行いました。（令和元年度からの繰越事業）

補 償

(1)物件補償

- ・仮倉庫補償2件、仮住居補償等2件、家賃減収補償1件、計5件の補償を行いました。

調査設計

(1)出来形確認測量補正業務委託

- ・工事が完了した街区及び画地の位置、形状、面積等の確認測量を行いました。

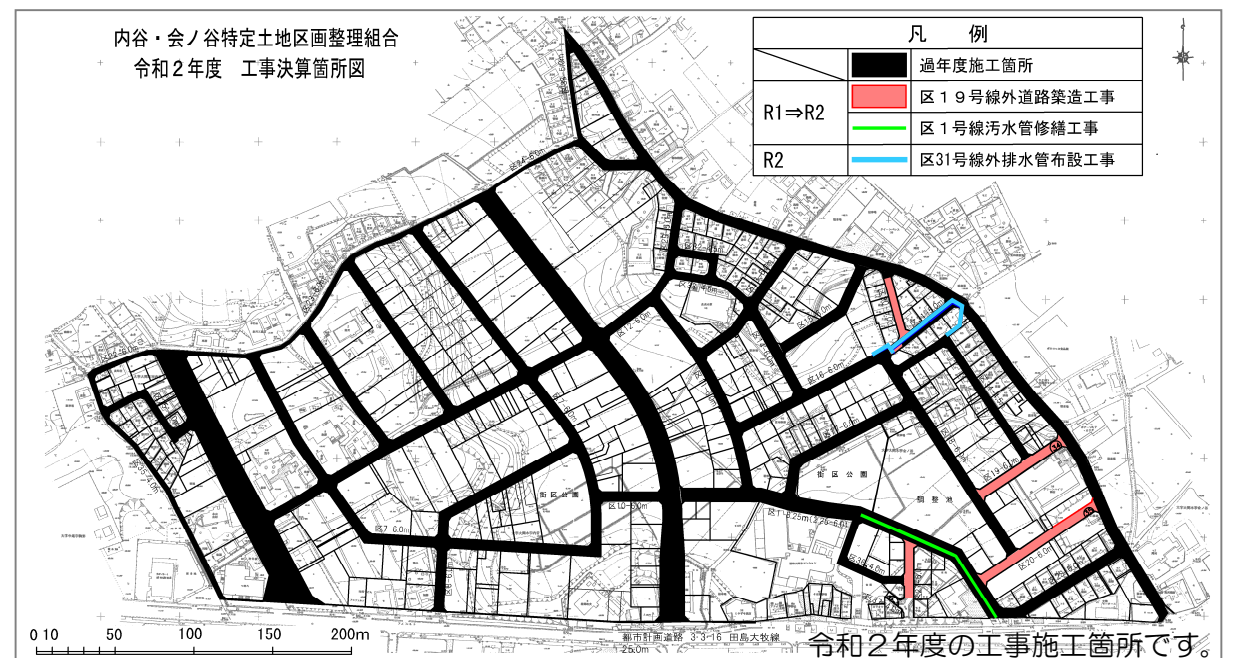
(2)公共施設引継資料作成業務委託

- ・移管協議のため、道路占用物資料の調査、確認等を行い、今後必要となる基礎データの作成、整理を行いました。

保留地

(1)保留地処分

- ・保留地公売により1区画の保留地処分を行いました。



令和2年度の工事施工箇所です。